

松江地方裁判所委員会（第23回）議事概要

第1 日時

平成24年7月3日（火）午後1時30分～午後4時00分

第2 場所

松江地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）石倉東政子，遠藤昇三，勝谷有史，栗原昌子，島田義久，
多久和厚，谷口知子，中川修一，中村夏樹，古田浩，森田邦郎，
横山泰造（五十音順敬称略）

（事務担当者）藤井事務局長，高田民事首席書記官，佐々井刑事首席書記官，
岩崎事務局次長，田河総務課長，桐山総務課課長補佐

第4 議事

1 松江地方裁判所のウェブサイトの改修状況について説明

2 裁判員裁判について説明

3 新営庁舎について説明

4 意見交換

別紙のとおり

5 次回の意見交換テーマ

(1) 裁判員裁判について

(2) 松江地方裁判所のウェブサイトの在り方について（第3回）

6 次回開催日時

平成24年12月4日（火）午後1時30分～午後4時00分

(別紙)

【発言者の表示＝●委員長，○委員】

【松江地方裁判所のウェブサイトについて】

- 前回の委員会における意見，提案を踏まえて松江地方裁判所のウェブサイトの改善を行った。更に改修すべき事項があれば伺いたい。
- ウェブサイトは，見る人によって目的が違うと思うので，トップページに，例えばバナーを設定して，目的に応じて誘導する形が望ましい。また，クリックしていくと松江地裁のトップ画面に戻ることができないことがあるので，その点は改善が必要だと思う。
- 松江地方裁判所のウェブサイトは，最高裁判所のウェブサイトに乗っている形なので，松江地方裁判所のページに独自のバナーを置くことは難しいと思うが，利用しやすいウェブサイトとなるよう努力していきたい。
- 島根県のウェブサイトは，スマートフォンに対応している。スマートフォンで松江地方裁判所のウェブサイトを見ると，最初に写真が表示されて，スクロールしないと必要な情報が出てこない。松江地方裁判所のウェブサイトでも，スマートフォン対応を検討することが必要だと思う。
- 前回の委員会での意見を踏まえて改修されたことは，良かったと思う。
- 現在掲載しているコンテンツで，もっと充実すべきではないかというものはあるか。また，トップページにどのような情報があればよいか。
- どのように検索していけばよいか項目が示されたら良いと思う。スマートフォンでは，写真が見たいわけではなく，思った順序でたどり着けない。
- 松江地方裁判所のウェブサイトに掲載されている写真にはストーリーがないと思う。何を伝えたいのか脈略がないので，このような写真は掲載しないでバナーを設定した方がよい。観光のサイトではないので，裁判所の庁舎等の写真が掲載されていれば良いと思う。

- また、最高裁判所のウェブサイトへ移動すると、松江地方裁判所のウェブサイトへは戻ってこられないが、松江地方裁判所のウェブサイトは、最高裁判所のウェブサイトに乗っている形式上、対応にも限界がある。
- 松江の裁判所をより知ってもらおうという意図であれば、松江城や宍道湖の夕日の写真はリンクしていないと思う。例えば、裁判所庁舎の全景写真や、裁判所職員が並んで笑顔で写っている写真等であれば意図が伝わるのではないか。
- 我々としては、裁判所は、高い理念にあるというイメージが強く、なるべく行かないことが幸せという観点で生活している。開かれた裁判所の姿をアピールする意味では、職員の笑顔の写真をウェブサイトに掲載することは良いと思う。
- 裁判所の職員が歯を出して笑っているというのも、それを良く思わない人もいるのではないかと思う。子どもたちに囲まれている所長の写真等の方がまだ良いのではないかと思う。
- 結局、どのようなメッセージを伝えようとしているのかが問題であり、現状のままでは何もメッセージは伝わらない。トップページには、誰に何を伝えるのかを検討してもらいたい。
- 島根県弁護士会のウェブサイトには、にっこり笑った島根の弁護士の顔が漫画で掲載されているが、特に違和感を感じていない。裁判所のウェブサイトには、写真を掲載しなくてもよいと思う。むしろトップページには、目次といったウェブサイト全体が俯瞰できるものや、バナーを設定してある方がよい。
- 松江地方検察庁のウェブサイトは、松江地方裁判所のウェブサイトよりも、味も素っ気もなく、それをどうするかについて考えないといけないと思っている。個人的には、裁判所がウェブサイトを通じて何らかのメッセージを発信する必要があるのかと思っている。裁判所のウェブサイトとしては、制度説明や手続の流れの説明等、説明する部分が大切なのだと思う。先程は笑顔の写真の話が出たが、刑事裁判もあるので、メッセージの発信については、私自身よく分からない。
- 松江の裁判所のウェブサイトのトップページについては、頂戴した意見を踏ま

えて、どのようなメッセージを発信すべきか、また、そもそもメッセージが必要なのかという点を検討するとともに、裁判所がより利用しやすくなるよう情報提供を行っていきたい。パソコンでの閲覧を前提に、書式であったり、必要とされる多くの情報の提供という視点でウェブサイトの充実を進めてきたが、スマートフォンへの対応も必要との御指摘をいただいた。情報検索については、スマートフォンを活用する場面も多いことから、スマートフォン対応の必要性については、上級庁へ情報提供したい。

【裁判員裁判について 企業への裁判員裁判休暇等のアンケート調査】

- 裁判員裁判制度導入当時は、裁判所において、企業への説明会なども行った。島根県経営者協会が裁判員裁判が施行される前の平成21年2月頃に実施したアンケートによると、裁判員のための特別休暇等の導入について、導入済みが19.1%、導入を検討中が36.5%であった。当庁では、裁判員制度施行3年目を迎え、同様のアンケートを実施することを検討している。実施するアンケートの内容のほか、裁判員裁判に参加するための環境整備として、どのようなことをどのような方法で企業に働き掛けるのが有効か等について、御意見を頂戴したい。
- アンケート案については、文字が多いと読んでもらえない。依頼文についてもなるべく文字数を少なくした方が良い。アンケートの文書を受け取った側が、簡単だと思うかどうかも大切だと思う。私が聞いたところによると、裁判員に対して日当が出るのであれば、有給扱いはできないという会社があった。
- 裁判員に支給される日当額を経営者側に知ってもらう必要があると思う。裁判員の日当額と従業員の給料日額との差額を会社が負担するというでないといけないと思っている。当社では、裁判員裁判に参加するための特別な休暇制度はないが、社員が裁判員として参加する場合は、出張と同様に扱うこととなる。
- アンケート案では、出張扱いという取扱いを想定していないので、出張扱いも例示として挙げてはどうか。アンケートに「裁判員制度Q&A」（最高裁判所のウェブサイトに掲載されているもの）の抜粋が添付されているが、この文章は、分かりにくい。段階を追った説明が必要だと思う。
- アンケートの目的を十分議論する必要がある。裁判員裁判を円滑に進めるために企業側へ休暇制度を検討してほしいということであるなら、アンケートを行うよりも啓蒙活動を行ったほうがよいと思う。企業側からすると、毎月、沢山のアンケートが届く状況にあり、普段なじみのない事項についてのアンケートに対し、企業がどこまで答えてくれるだろうかという疑問を感じる。
- このアンケートの結果は、今後の啓蒙活動を検討する上での基礎データになる

と考えている。裁判員裁判施行3年目に当たる今年、改めてこのようなアンケートを実施することは有用と思うがいかがか。

- アンケートで、会社の所在地を聞いているが、経営者協会の加盟社の8割は、松江市と出雲市だと思う。加盟企業が少ない市町村について、例えば2件の回答があり、1件がこのような回答をしたので、この地域の50%の企業は、こうであるという判断をすることには疑問を感じる。そういった意味で、会社の所在地は余り意味をなさないのではないか。地域を聞くとしても、東部とか西部といったおおまかな聞き方のほうがよいのではないか。
- 裁判員制度について、裁判所の課題も出てきていると思うので、どんな課題が上がってきたかを明らかにしてもらうことも必要と思われる。
- このようなアンケートは、裁判所において全国的に実施する予定があるのか。
- 裁判所において、全国的にこのようなアンケートを実施するという話は承知していない。この度のアンケートは、松江地方裁判所が独自に企画したものである。
- アンケートの中に「裁判員等選任手続を午前中に実施し、午後から審理に入っている」という記載があるが、裁判員が何日間、従事することになるのかが分からないと答えにくい。
- 多くの事件の審理日数は、三、四日である。多くの事件の審理日数は、三、四日であるということをアンケートに盛り込むのが相当か。
- そう思う。
- 職員が裁判員として参加する場合、島根県や県内の市町村は特別休暇となっている。特別休暇等の普及状況を把握したいということなら、それ以外の質問は不要である。また、期日の6週間前までに裁判員候補者宛てに呼出状を発送することが法令で決まっており、この期間を動かすことができないのであれば、6週間で仕事の引継ぎ等を行うことが可能かという質問は不要だと思う。今回実施するアンケートは、無記名のアンケートではあるが、企業の少ない地域では、会社の所在地を回答すると、回答した企業が特定される可能性もある。例えば、会社の

所在地については、東部、西部、隠岐の島等、大まかに聞いてはどうか。裁判所に対する企業や従業員の要望をお聴きすることは良いと思う。アンケートに添付予定の「あなたの3日間」は、流れが分かりづらいので、例えば時系列に並べてはどうか。

○ 学校にも文部科学省や松江市などからアンケートが来るが、アンケート自体が啓発になる部分もあると思う。アンケートの内容を見ながら、「これはもっとやってほしいという意図があるんだろうね。」と職場で話すこともある。質問自体に意味があると思う。従業員が裁判員に選任されたときにその従業員の代替は可能か、それとも代替は難しいのかを聞いている質問があるが、従業員には様々な役割があり、一概には言えないと思う。代替可能な従業員もいれば、代替が難しい従業員もいると思うので、この質問は答えにくいと思う。

● 代替が難しい仕事は何かと聞く方が良いか。

○ 従業員が裁判員に選任されたときにその従業員の代替が難しい場合について、その事情を記載してもらった質問があるが、この箇所は、詳しく書かないといけないので、大変答えにくいと思う。裁判所に対する従業員の要望を経営者に聞く質問があるが、実態にあった回答はされないと思う。アンケートが何を狙っているのか、アンケートの意図に沿って質問を整理し、質問項目を絞ったアンケートを実施するのがよいのではないか。また、簡単に答えられるアンケートが良いと思う。アンケートに添付されている「あなたの3日間」は、3日間の様子を横に並べて書いてあると分かりやすいのではないか。この「あなたの3日間」は、もう少し整理した方が良い。

○ 裁判員裁判参加のための特別休暇制度の導入についての質問については、この特別休暇制度についての従業員への周知や周知の機会についての質問があると良い。企業としては、特別休暇制度について就業規則に定めることになると思われるが、導入してもらうため、例えば、労働基準監督署が準備している雛形の有無を確認し、配布されているのであれば、それをアンケートに同封してはどうか。

- 様々な御意見を頂戴した。アンケート内容を更に検討したい。アンケート結果を委員会で報告することとしたい。

【裁判員制度の理解を深めていただくための広報行事について】

- 当庁では、裁判員制度に対する県民の皆様を理解を深めていただくために裁判員制度説明会などの行事を行っているところであるが、多くの方に参加いただくためにはどのような工夫が必要か。
 - 裁判員制度施行前、法廷見学を兼ねて研修が実施されたが、その行事は充実していたと思う。出前講座も市民には魅力的であった。そのような手法はいかがか。
- 裁判員制度施行前は出前講座を実施していた。同様な行事が現在可能か、マンパワーの視点も踏まえて検討したい。
 - 5月に実施された「まつえ裁判員制度セミナー」のチラシを見たが、これでは魅力を感じさせないと思う。例えば、企業向けなら、チラシの中で「社員が裁判員として呼ばれたら、どうしたらいいの。」などと疑問を提示することが考えられる。また、企業としては、裁判員裁判参加のための休暇制度を導入している会社の意見を聞かせてもらえると参考になると思う。例えば、裁判員裁判参加のための休暇制度に対応している企業の紹介等、情報を提供する企画が興味をそそると思う。企業の人事担当者向けとか中小企業の社長向け等、ターゲットを絞った企画をしてはどうか。その場合、「あなたは準備ができていますか。」といった問い掛けをチラシに載せることも考えられる。
- インパクトのある言葉、キャッチフレーズといったものがチラシに必要ということになるか。
 - 一目で何を伝えたいのかが分かるチラシを作成することが必要である。「○○の疑問に答える。」といった関心を引くタイトルが良いと思う。また、広報は学校でやるのが良く、学校が関心を持つテーマにしたらどうか。子どもに伝えれば、子どもから親へと展開していくし、子どもは将来、裁判員の担い手にもなる。

- 裁判所でも、小学生等に法廷見学をしてもらったり、その際、裁判官が着ている法服を試着してもらったりしている。
- 小学校にも子ども対象のイベントを案内するきれいなチラシが沢山届くが、それで子どもたちがそのイベントに参加するかというと、必ずしもそういうわけではない。教員がそのイベントに関心を持って、声かけをすると参加者も増えるかもしれない。松江市の小学校では、4年生はごみ処理場や浄水場、5年生はNHK、6年生は風土記の丘や松江城に行く学校が多い。6年生は裁判所の勉強はするが、裁判所へはあまり行かない。社会科教員への啓発が必要であり、社会科の教員の集まる会で、裁判所の企画を説明するのも有効だと思う。学校以外では、高齢者は時間に余裕があるので、公民館などに声掛けをしてはどうか。